

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	0	11,972	11,972
2.消費生活相談員養成事業	0	0	0
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	4,571	2,886	7,457
4.消費生活相談体制整備事業	0	16,338	16,338
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	447		447
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	21,997	21,502	43,499
うち、先駆的事业	0	0	0
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	0	0	0
合計	27,015	52,698	79,713

2. 消費者行政決算見込み額及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政決算総額(見込み)	225,180	
都道府県決算(見込み)	51,842	
管内市町村決算(見込み)	173,338	
支出等額	79,713	
支出等割合	35.4 %	18.8 %
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	79,713	↑ 常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	35.4 %	18.8 %

↑ 常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加・受入要望(事業計画)	管内全体の研修参加・受入(実績)
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体
法人募集型	①実地研修受入総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体	①実地研修受入総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体

4. 消費生活相談体制整備事業

	対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)	事業実施自治体
県	人	人時間／年	
管内市町村	25 人	16,404 人時間／年	栃木市、佐野市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、那須町
	対象人員数 (報酬引上げ)	事業実施自治体	
県	人		
管内市町村	10 人	日光市、大田原市、矢板市	
	対象人員数計	追加的総費用	
県	0 人	千円	
管内市町村	31 人	32,672 千円	

5. 都道府県が実施した推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業計画				事業の実績				事業(実績)の概要
	事業経費	交付金等対象経費			事業経費	交付金等対象経費			
		27年度 本予算	26年度 補正予	基金		27年度 本予算	26年度 補正予	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ									
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ									
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ									
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ									
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)									
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)									
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	4,730			4,730	4,571	4,571			・市町の消費生活相談員及び消費生活相談窓口担当職員等のスキルアップ研修会等の実施
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)									
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は27年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。									
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	3,153		954		1,738		447		・市町消費生活センターの運営を支援するための県消費生活相談員の派遣 ・市町が受け付けた処理困難事案の弁護士相談の仲介、弁護士・建築士等の専門家をアドバイザーとしたケーススタディの実施
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	22,149	16,166	5,830		20,942	14,716	6,181		・消費者基本計画・消費者教育推進計画の策定 ・複雑・多様化する消費者問題に対応し、消費者被害を防止するため、消費者教育・啓発及び消費者行政の広報・周知を実施 ・地域において消費者啓発活動を行う人材を育成するための研修会の実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	1,100		1,100		1,100		1,100		・地域の消費者団体等と協働し、消費生活に関する講座や寸劇などの出前講座を実施
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)									
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)									
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)									
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務									
合計	31,132	16,166	7,884	4,730	28,351	19,287	7,728	0	

6. 推進事業及び活性化事業（都道府県実施分）の実績詳細

①消費生活相談機能整備・強化事業（増設・拡充） ※被災4県のみ		
②消費生活相談機能整備・強化事業（専門家の活用） ※被災4県のみ		
③消費生活相談機能整備・強化事業（商品テスト等） ※被災4県のみ		
④消費生活相談機能整備・強化事業（苦情処理委員会） ※被災4県のみ		
⑤消費生活相談員養成事業（研修開催）		
⑥消費生活相談員養成事業（研修参加支援）		
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業（研修開催）	委託料（講師謝金、講師旅費、会場借料、教材作成費等）	相談事例の研究（県内4カ所×6回：延べ313名受講）、関係法令等研修（5回：延べ387名受講）、通信講座（73名受講）、新任相談員等研修（5回：延べ234名受講）を開催し、消費生活相談員等のレベルアップを図ることができた。
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業（研修参加支援）		
⑨消費生活相談体制整備事業 ※被災4県は26年度の新規分も対象。それ以外は、平成24年度までの充実・強化が対象。		
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	相談員旅費、弁護士等謝金	・市町消費生活センターに経験豊富な県の消費生活相談員を派遣し、窓口相談業務のノウハウ等を提供することにより、市町消費生活センターの適切な運営を支援することができた。（11市町：延べ124回） ・弁護士等の専門家をアドバイザーとしたケーススタディや法律相談を実施し、市町の消費生活相談業務を支援することができた。
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（消費者の安心・安全を確保するための取組）	消費者基本計画策定委託料、テレビ・ラジオ放映料、新聞掲載広告料、啓発演劇委託料、啓発講座・イベント等開催委託料、プロスポーツ会場での啓発委託料、啓発講座等講師謝金、講師旅費、会場借料、放射性物質簡易検査に係る検査機器の校正手数料、各種啓発資料作成費、消耗品費等	・消費者行政を総合的かつ計画的に実施するための消費者基本計画・消費者教育推進計画を策定した。 ・5月に消費者月間キャンペーンとして、消費者、事業者、行政が一体となって「消費者のつどい」を開催したほか、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行い、啓発効果の強化を図ることができた。 ・テレビ・ラジオ・新聞等各種メディアを活用して、消費者啓発を行い、県民の消費者意識の向上を図ることができた。 ・高齢者の消費者被害を防止するため、県内3箇所で開催高齢者向け啓発イベントを実施した。（3回：740名） ・市町の高齢者見守りネットワークに市町消費生活センターが積極的に関与していく体制づくりを支援するため、高齢者見守りハンドブックを作成し、ネットワーク構成員等に配付した。（10, 000部） ・子供から高齢者まで誰もが楽しみながら悪質商法への対応や消費者トラブルで困った時の相談先などを身に付けることができるよう、県内劇団に委託し消費者被害防止啓発演劇を小学校やシルバー大学校等で上演（32回）して、7, 870名が鑑賞し、消費者教育・啓発を図ることができた。 ・県内大学等において「とちぎ消費者カレッジ」（12会場：1, 798名参加）を開催し、講演等を通じて、若者が消費生活に必要な基礎知識を身に付けられるよう支援した。 ・若者向けの啓発として、県内で人気のあるプロスポーツの試合会場で消費者被害防止のための啓発を行った。 ・教育委員会と連携し、消費者教育の理念や指導方法を考えるための教員向けセミナーを実施した。（6回：延べ334名） ・消費者教育普及のための資料を作成（高校生向け20, 000部）し、教員及び高校生に配付した。 ・地域において消費者啓発活動を行う「くらしの安心サポーター（326名）」を対象に、最新の消費者問題等の情報を提供する研修会（4回）を実施し、地域での活動を支援した。 ・食品表示制度等について、消費者や事業者正しい知識を啓発するための食品表示研修会を開催した。（350名） ・食品表示制度に興味と関心を持ってもらうため、小学生と保護者を対象として夏休みの自由研究を想定した食品表示作成教室を実施した。（2回：179名） ・食品表示等の適正な運用を図るため、事業者向け「食品表示入門ガイドブック」を作成し県内事業者等に配付した。（1, 200部） ・商品テストの一環として、放射性物質簡易検査を実施（平成27年度実績：11検体）し、消費者の安全・安心に寄与することができた。

⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業）	出前講座委託料	・県全域で活動している消費者団体との協働により、消費生活の基礎知識や消費者問題等に関する講話や寸劇、紙芝居等の出前講座を実施し、高齢者を中心とした一般消費者や高齢消費者支援者に対し、分かりやすく効果的な啓発を実施することができた。（くらしのセミナー207回：12, 262名）、（高齢消費者支援者講座7回：372名）
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（事業者指導や法執行等）		
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（先駆的事业）		
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業（先進性・モデル性の高い事業）		
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務		
⑰消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務		

7. 消費生活相談員養成事業の研修参加、実地研修受入実績（都道府県実施分、該当する場合に記載）

実施形態	研修参加・受入要望 事業計画		研修参加・受入 実績	
自治体参加型	参加希望者数	人	参加者数	人
	年間研修総日数	人日	年間研修総日数	人日
法人募集型	実地研修受入希望人数	人	実地研修受入人数	人
	年間研修総日数	人日	年間研修総日数	人日

8. 今年度に管内の市町村が実施した推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業計画				事業の実績			
		事業経費	交付金等対象経費			事業経費	交付金等対象経費		
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金		27年度 本予算	26年度 補正予算	基金
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	宇都宮市、鹿沼市、小山市、大田原市、那須塩原市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町	11,393	2,398	8,995		10,622	1,726	8,866	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	足利市、日光市	916	100	816		916	100	816	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)	佐野市、矢板市、下野市	491	491			464	464		
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)									
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)									
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)									
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、那須町、那珂川町	3,195	16		2,990	2,893	16		2,870
⑧消費生活相談体制整備事業	栃木市、佐野市、日光市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、那須町	35,990	16	16,832		34,934		16,338	
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	22,183	21,351	697		21,521	20,746	664	
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	日光市、小山市	126	92			126	92		
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (事業者指導や法執行等)									
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)									
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)									
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務									
合計		74,294	24,464	27,340	2,990	71,476	23,144	26,684	2,870

9. 推進事業及び活性化事業(管内市町村実施分)の実績詳細

事業名(事業メニュー)	事業強化・機能強化の成果の概要
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	・複雑化する相談に対応するための通話録音機及び相談の際の記録等に使用するためのデジタルカメラを購入した。 ・Wi-Fi環境が整備されている状況において、持出可能なタブレットを整備することにより、相談業務の強化と、出前講座の内容強化を図った。 ・参考資料の購入により、相談業務に関係する知識を得ることができた。 ・専門の相談員による町民の相談業務を実施することにより、町民に安心を与えることが出来た。 ・4町共同運営の芳賀地区消費生活センターを維持することで、町民への専門家による相談業務が実施でき、町民に安心を与えることができた。 ・消費生活センター周知用チラシを作成し、講話時等に配布し、センターの周知を行った。 ・相談業務に参考になる図書の購入により、相談員の充実を図れた。またLGWANに対応できる機能を整備した。 ・隣接市の消費生活センターへ相談業務を委託し、相談業務を強化した。 ・平成28年4月1日開設に向けて消費生活センターの開設準備を行った。 ・隣接市への相談業務委託により相談者に対する迅速な対応、開設チラシ配布による利用周知を行った。
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	・弁護士を招き、相談窓口を強化するため具体的事例や相談実務に関する研修会を実施することが出来た。 ・消費生活相談員では対応しきれない専門的な知見を、弁護士に助言や指導を仰ぐことで相談対応が強化された。
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)	・食品の放射性物質簡易検査と検査機器の管理を実施して、食品安全の啓発強化が図れた。 ・検査機器の保守点検実施により、安定的な検査体制を維持することで消費者における一般食品等への不安払拭に繋げることができた。
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	・消費生活相談員及び行政職員のレベルアップを図ることができた。 ・研修参加により、刷新されたPIO-NET2015に対応し、相談員の資質向上を図ることができた。 ・消費生活相談員を専門的な研修へ派遣することで、より専門的な知識が豊富になり相談対応能力が強化された。 ・研修で相談の多い分野の情報が得られたほか、対応困難者の相談対応や不当な要求内容が含まれる相談者への対応に役立った。 ・年複数回の研修参加が可能になり、各相談員のレベルアップが図れた。 ・相談員や行政職員を積極的に研修に参加させることで、相談対応や消費者啓発を充実させることができた。
⑧消費生活相談体制整備事業	・消費生活相談員の増員及び勤務日数増により、消費生活相談体制の充実を図ることができた。 ・相談員を増員し、啓発活動や苦情相談に対応でき、PIO-NET入力も迅速にできた。 ・消費生活相談員報酬を引き上げたことで、相談受付時間を拡大し、相談体制が強化された。 ・相談内容の複雑化及び相談件数の増加により業務時間が増加したが、出勤日数等を増やすことにより対応できた。 ・相談員の報酬等の引き上げにより、現相談員の安定的な任用確保に伴う相談機能の維持向上によって、更なる消費者被害の救済に貢献した。 ・有資格の消費生活相談員をセンター開設日に常時配置することにより、相談窓口の強化が図られた。 ・消費生活センターの開所時間を1時間延長することにより、相談受付体制を強化することができた。 ・消費生活センターに専門の相談員を設置することで、町民の消費生活における安定及び向上を図る事ができた。 ・消費生活センター開設により、専門的な相談にも対応できる体制を整備出来た。 ・相談員2名体制を維持したことで、相談員の負担軽減及び詳細な相談業務が行えた。

⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (消費者の安心・安全を確保するための取組)	・特殊詐欺対策用手形POP等啓発物品の配布やタブロイド紙への掲載により、消費者被害の未然防止や相談窓口の周知を図ることができた。 ・消費者教育用DVDを活用することにより、視覚に訴えた効果的な消費生活出前講座を開催することができた。 ・消費生活講演会の開催により、市民に消費生活についての関心を高めることができた。 ・消費者教育(出前講座)の充実を図ることができた。 ・消費生活センターだよりの全戸配布により、消費生活センターを周知し消費者啓発を図ることができた。 ・市民対象の消費生活講座などで資料の配布ができ、啓発の充実につながった。 ・電気通信サービスに関する消費者支援フォーラムへ参加した。 消費者啓発ボランティアが、高齢者等を対象とした寸劇などの啓発活動を実施した。また、啓発に活用するための物資やパンフレット及びDVDを購入した。 ・消費者被害防止啓発物品の購入と、消費者団体による被害防止啓発活動及び消費生活相談員による出前講座を行うことで、消費者トラブルの未然防止と消費者の意識向上、自立が図られた。 ・一般(消費者)向け啓発資料(消費生活センターの利用)を新聞折込で周知し、「消費者ホットライン188」を町内各施設に備え置き配布した。 ・基本計画策定による消費者行政の推進。消費生活展用パネルを作成することによるイベント等の向上。消費者被害防止講演の開催。 ・食品の放射性物質検査を行うことにより、消費者に食の安全を提供できた。 ・被害に遭いやすい高齢者に対し、出前講座等でパンフレットや啓発用品を配布し注意喚起することができた。 ・高校生対象セミナーの実施や、成人式でのパンフレット配布により若年層への啓発を行うことができた。 ・「消費者だより」をとおし、広く啓発と情報提供をすることができた。 ・消費者まつり、消費者啓発講演会、小中学校における消費者教育出前講座の実施等により、被害防止の注意喚起・消費生活知識の普及を図れた。 ・啓発用品の作成・活用により、消費生活センターの周知徹底に努めることができた。 ・啓発グッズやチラシの配布など、幅広い年齢層に対応した啓発活動を行い、啓発内容の理解が深められた。 ・悪徳商法やクーリングオフ、消費生活センターについてのパンフレットを作成・配布することで啓発や周知をすることができた。 ・購入した啓発用品やパンフレットを活用し、地域で講話を行い、悪質商法等に騙されないよう注意喚起を行った。 ・放射能汚染の不安を解消するため、放射能検査を実施。 ・消費生活啓発のため、「暮らしの安全安心カレンダー」を作成、町内全世帯へ配布した。 ・町内の児童と生徒には、それぞれ小中学生用の冊子を作成、配布した。 ・ネット・携帯電話のトラブルに関するリーフレットを作成し、配布することで、幅広い層への消費者啓発及び消費者被害の未然防止を図ることができた。
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	・消費者問題に取り組む団体への活動支援を通じて、地元団体との連携の強化が図られた。 ・食品表示・安全の消費者への啓発活動の充実が図れた。
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (事業者指導や法執行等)	
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 (先進性・モデル性の高い事業)	
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	

10. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	76,843 千円
うち都道府県	27,015 千円
うち管内の市町村合計	49,828 千円

11. 今年度の基金取崩し実績額

交付金相当分	2,870 千円
うち都道府県	0 千円
うち管内の市町村合計	2,870 千円

12. 消費者行政決算見込み額(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度差	対前年度差
①都道府県の消費者行政決算見込み額	27,109 千円	59,552 千円	51,842 千円	24,733 千円	-7,710 千円
うち交付金等対象経費		31,183 千円	27,015 千円		-4,168 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		千円	千円		0 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		千円	千円		0 千円
うち先駆的事業		千円	千円		0 千円
うち交付金等対象外経費	27,109 千円	28,369 千円	24,827 千円	-2,282 千円	-3,542 千円
②都道府県の管内の市町村の消費者行政決算見込み総額	106,934 千円	163,524 千円	173,338 千円	66,404 千円	9,814 千円
うち交付金等対象経費		46,299 千円	52,698 千円		6,399 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		15,417 千円	千円		-15,417 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		千円	千円		0 千円
うち先駆的事業		千円	千円		0 千円
うち交付金相当分取崩対象外経費	106,934 千円	117,225 千円	120,640 千円	13,706 千円	3,415 千円
③都道府県全体の消費者行政決算見込み総額	134,043 千円	223,076 千円	225,180 千円	91,137 千円	2,104 千円
うち交付金等対象経費		77,482 千円	79,713 千円		2,231 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等		15,417 千円	0 千円		-15,417 千円
うち交付金等対象の常勤職員の時間外勤務手当		0 千円	0 千円		0 千円
うち先駆的事業		0 千円	0 千円		0 千円
うち交付金等対象外経費	134,043 千円	145,594 千円	145,467 千円	11,424 千円	-127 千円

13. 消費者行政決算見込み額(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	29 人
うち都道府県	15 人
うち管内市町村	14 人
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)	31 人
うち都道府県	15 人
うち管内市町村	16 人
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	198406 千円
うち都道府県	104250 千円
うち管内市町村	94156 千円
④③を含めた交付金等対象外経費	343,873 千円
うち都道府県	129,077 千円
うち管内市町村	214,796 千円
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出額割合	18.8 %
うち都道府県	17.3 %
うち管内市町村	19.7 %

14. 基金の管理（実績）

設置当初の基金残高（交付金相当分）	388,900 千円
前年度末の基金残高（交付金相当分）	18,968 千円
今年度の基金取崩し額（交付金相当分）	2,870 千円
今年度の基金運用収入予定（交付金相当分）	7 千円
今年度末の予定基金残高（交付金相当分）	16,105 千円
設置当初の基金残高（積み増し相当分）	千円
前年度末の基金残高（積み増し相当分）	千円
今年度の基金上積額（積み増し相当分）	千円
今年度の基金取崩し額（積み増し相当分）	千円
今年度の基金運用収入予定（積み増し相当分）	千円
今年度末の予定基金残高（積み増し相当分）	千円

CAA:
※基金清算を終えている場合は、「〇〇年度
清算済」と欄外へ注釈を加え、「今年度末の
予定基金残高（交付金相当分）」の項目へは
‘0’と直接手入力してください。（計算式は消
していただいてかまいません）

15. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	10	人	今年度末実績	相談員総数	10	人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数		人	今年度末実績	相談員総数		人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	9	人	今年度末実績	相談員総数	9	人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数	1	人	今年度末実績	相談員総数	1	人

16. 都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組（実績）

処遇改善の取組	具体的内容
①報酬の向上	・消費生活相談員の月額報酬を増額した。
②研修参加支援	・弁護士・司法書士等の専門家をアドバイザーとしたケーススタディを行い、高度化する相談への対応力を強化した。 ・相談員を全員、国民生活センター主催の希望する研修に参加させた。
③就労環境の向上	
④その他	

17. 管内市町村の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	69	人	今年度末実績	相談員総数	66	人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員総数	4	人	今年度末実績	相談員総数	4	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員総数	65	人	今年度末実績	相談員総数	62	人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員総数		人	今年度末実績	相談員総数		人

18. 今年度の管内の市町村の相談員の処遇改善に向けた取組(実績)

処遇改善の取組	実施市町村及び具体的内容
①報酬の向上	・報酬改善の継続 ・基金対象外で、6月、11月に特別加算額を支給した。 ・交通費の増額
②研修参加支援	・消費者安全法改正に伴う条例・規則・要綱整備 ・消費生活相談員のレベルアップを図るため県・国民生活センター等の研修に派遣した。 ・法令研修等への参加旅費・負担金を支援した。 ・PIO-NET2015に対応するため、操作研修への参加支援を行った。(相談員5人、行政職員1人) ・相談員ができるだけ研修に参加できるよう、勤務体制の調整や公用車の利用を推進している。 ・複数回の研修参加を可能とした。 ・研修を受けやすくするため、行政職員を含め勤務体制を調整した。
③就労環境の向上	・消費者安全法改正に伴う条例・規則・要綱整備 ・持出可能なタブレットを整備し、相談業務全体の作業効率化を図るとともに、出前講座の質の向上を図った。 ・相談員増、勤務日数増の継続 ・LGWANの対応機材の設置。
④その他	・相談員のアドバイザー設置 ・消費者行政を担当していた再任用職員を相談員として配置した。 ・退職予定の相談員との引継ぎを考慮して、後任相談員の雇用を前倒した。